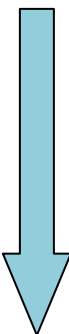


流山市除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

u003cbr>

変更後 <第2版>				現行（変更前）			
P 5 【基本的な優先順位の考え方】				P 5 【基本的な優先順位の考え方】			
優先度		土地用途		優先度		土地用途	
	◎	(略)		◎	(略)		
	○	上記以外の公共施設、 <u>その他同等の施設</u>		○	上記以外の公共施設 <u>等</u>		
		(略)			(略)		
P 7 第5章 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域				P 7 第5章 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域			
13行目 区分及び除染の実施 <u>者</u> は以下のとおりとします。				13行目 区分及び除染の実施 <u>主体</u> は以下のとおりとします。			
除染対象		実施 <u>者</u>		主な除染対象		実施 <u>主体</u>	
子どもが多く利用する施設		流山市		子どもが多く利用する施設		流山市が <u>主体</u>	
通学路 <u>（側溝）</u>				通学路の <u>側溝等</u>			
上記以外の公共施設、 <u>その他同等の施設</u>				上記以外の公共施設 <u>等</u>			

国、 <u>県、独立行政法人、一部事務組合の施設</u>	国、 <u>県、独立行政法人、一部事務組合</u>
(略)	(略)

(略)

(削除)

P 8

第6章 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染対象	除染作業等	除染等の措置
子どもが多く利用する施設	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、 高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄、 <u>高圧洗浄</u> ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土※ <u>1</u>	・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※ <u>1</u>	・庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去等 ・現場保管の際の残土による原状回復
	<u>土地表面の</u>	・ <u>除染されていない土等による被覆</u>

国、 <u>県等の施設等</u>	国、 <u>県等が主体</u>
(略)	(略)

(略)

国・県の管理する土地における具体的に除染する区域、除染方法等については、今後、国・県と相談し定めることとします。

P 8

第6章 除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

土地利用上の区分 (除染対象)	除染作業等	除染等の措置 <u>(例)</u>
子どもが多く利用する施設	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、 高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土※	・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※	・庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去等 ・現場保管の際の残土による原状回復

	<u>被覆※1</u>				
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・ 落葉の除去、除草 		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・ 落葉の除去、除草
通学路 <u>(側溝)</u>	側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泥等の掻き出し、除草 ・ ブラシ洗浄 		通学路の <u>側溝等</u>	側溝 <u>等</u> の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 泥等の掻き出し、除草 ・ ブラシ洗浄
上記以外の公共施設、 <u>その他同等の施設</u>	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上、壁面の清掃、拭取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄 		上記以外の公共施設 <u>等</u>	建屋の洗浄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上、壁面の清掃、拭取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄、<u>汚泥の除去</u> 			アスファルト等の除染 <ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草 			草木除去 <ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草
民有地 [住宅（戸建・集合）、商業施設、工場等]	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨樋等の清掃、洗浄、 ・ <u>汚泥の除去等</u> 		民有地 [住宅（戸建・集合）、商業施設、工場等]	家屋の除染 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨樋等の清掃、洗浄 ・ 汚泥の除去
	コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 			コンクリート等の除染 <ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草 			草木除去 <ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草
農地	深耕等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深耕等 		農地	深耕等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 深耕等

山林	枝打ち・落葉除去等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草 	山林	枝打ち・落葉除去等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草
<p>※1 「表土除去及び客土」<u>、</u>「表土除去及び現場保管」と「<u>土地表面の被覆</u>」については、必要に応じて、いずれかを<u>一つ</u>を選択します。</p> <p>※2 側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点に対しては、除染を行います。</p>			<p>※ 「表土除去及び客土」と「表土除去及び現場保管」については、必要に応じて、いずれかを<u>一方</u>を選択します。</p> <p>※側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点に対しては、除染を行います。</p>		

第7章 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

除染対象	H23年度	H24年度	H25年度
子どもが多く利用する施設	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
通学路(側溝)	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
上記以外の公共施設、 <u>その他同等の施設</u>	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
国、 <u>県、独立行政法人、一部事務組合の施設</u>	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
民有地 [住宅(戸建・集合)、 商業施設、工場等]	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
農地	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
山林	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	

第7章 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

土地用途	H23年度	H24年度	H25年度
子どもが多く利用する施設	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
通学路(側溝 <u>等</u>)	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
上記以外の公共施設 <u>等</u>	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
国、 <u>県の施設等</u>	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
民有地 [住宅(戸建・集合)、 商業施設、工場等]	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
農地	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	
山林	放射線量の把握・検証		
		除染の実施	

変更理由

変更箇所	変更理由
P 5	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の「等」を明確にするため、公共施設以外に公に利用している施設をその他同等の施設として明記した。
P 7	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体を実施者へ、また、公共施設等の「等」を明確にするため、公共施設以外に公に利用している施設をその他同等の施設として明記した。 ・国、県等の施設等の「等」を明確にするため、独立行政法人、一部事務組合を明記し、以下の文章を削除した。 「国・県の管理する土地における具体的に除染する区域、除染方法等については、今後、国・県と相談し定めることとします。」
P 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」（平成 25 年 3 月 29 日改正）に則り作業内容を見直した。 ・公共施設等の「等」を明確にするため、公共施設以外に公に利用している施設をその他同等の施設として明記した。
10 ページ表	上記、除染対象の名称の変更に伴い除染スケジュールの除染対象の名称を変更した。